

大月市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

大月市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(2) 学校における措置の推進	
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10
6. 教育委員会への報告について	10
(1) 各学校で取り組む働き方改革の内容と方法等の報告	
(2) 教育職員の時間外在校等時間の報告	

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本市教育職員(教育公務員特例法に示された校長と教員)の勤務状況を改善し、心身ともに健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒への教育にまい進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念と「大月市第4期教育振興基本計画」に掲げた基本理念・基幹目標・基本目標の実現に向けて、よりよい教育を行うために本計画を策定した。

### (2) 本市の現状

本市では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条に規定する指針「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき指針(以下「指針」という)」に沿って令和2年6月に、所管に属する学校の教育職員の業務量の適切な管理とその他教職員の健康及び福祉の確保を図るために、「大月市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 30.1 時間	16.1%	1.5%
中学校	月 48.6 時間	40.0%	16.4%

令和6年度に限って言えば、小学校5校の1年間を通しての時間外在校時間等の月平均時間は30時間程度で、すでに目標をクリアしているが、学校によっては、立ち上げの時期及び諸行事の多い4、5月、また運動会や校外活動等の多い10月は45時間を超えている。一方、中学校は8月と1月以外は毎月45時間を超えている。ただ、少し古い資料となるが、文科省の令和4年度教員勤務実態調査等を踏まえた年間を通じた推計によると、全国の小学校の時間外在校等時間の平均が約41時間程度、中学校のそれが58時間程度という値

を見れば、市全体としては、全国平均より時間外在校等時間が抑えられている傾向が見て取れる。

時間外在校等時間が45時間を超える割合は小学校が16パーセントと抑えられているが中学校は40%であり、半数近くの教育職員が時間外に在校勤務している。過労死ラインといわれる80時間を超えている割合は、小学校は1.5%と低いが、中学校は16.4%であり、是正しなくてはならない数字となっている。ちなみに101時間を超える教育職員は小学校ではのべ2人、中学校ではのべ60人となっている。ただし、80時間を超えている教育職員は特定の者が多かったり、ベテランがより長かったり、遅くまでみんなで残る文化があったりしている感がある。全体の教育職員の意識改革を行うとともに、超過時間が著しく、その回数が多い教育職員には個別の丁寧な指導が必要である。

また、教頭や教務主任、全体を動かす校務分掌をもっている担当者、課題のある学年等を抱えている担当者や、中学校では進路指導の担当者は時間外在校等時間が長くなったりしている。部活動の休日の指導もその要因となっている。校務分掌の負担の均等化や役割の見直し、全校体制での指導の構築などが求められている。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

なお、教育職員以外の職員(学校事務職員、学校栄養職員等)については、「指針」の第2節(2)に「事務職員、学校栄養職員等については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることを留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする」とあるので、本計画を適用し、教育職員とした場合、学校事務職員、学校栄養職員を含むものとする。

※36協定とは、企業が従業員に法定労働時間(原則1日8時間・週40時間)を超えて時間外労働や休日労働をさせる場合に必要となる労使協定である。労働基準法第36条に基づいて締結されるため、「36(サブロク)協定」と呼ばれる。この協定では、時間外労働には原則として月45時間、年360時間という上限が設けられている。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- 令和8年度末までに、時間外在校等時間が連続して2か月、月80時間を超える教育職員及び年度内に2回、月80時間を超える教育職員を0にし、令和9年度末までに月80時間を超える教育職員を0にする。【山梨県総合計画における目標を2年間かけて段階的に達成】
- 校務支援システム上で在校時間等が正確にわかるよう、教育職員にそのための操作を確実に行うようにし、勤務時間管理の徹底を図る。

以上は、校務支援システムで、所属職員の時間外在校等時間を毎月市教委に報告してもらい、毎年4月から翌年3月までの各学校及び全体の状況を把握し検証し、次年度に向けての具体的な取り組みを構築する。令和8年度から従前の取り組みを強化する。

※時間外在校等時間とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間であり、具体的には、正規の勤務時間外において超過勤務4項目以外の業務を行っている時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とする。その時間に校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として教育委員会が外形的に把握する時間と各地方公共団体が定める方法によるテレワークを加え、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間と休憩時間は加えない。

(2) 子供と向き合う時間の確保に関する目標

- 令和10年度末までに「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。

【山梨県教育振興基本計画における目標】

これについては、毎年度の終わり(2月頃)に1回調査を行い、次年度の改善につなげる。

※「定時退校日」については、「きずなの日」と同日設定も可。「きずなの日」には部活動や会議を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創出するとともに、定時以降早めに退校することを管理職が教職員に促す。毎月2回、年間20回以上実施。

### 3) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年1月～10月の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数(1月～12月)を15日以上にし、5日以内の取得者を0にする。【小学校9.9日 中学校10.0日】
- 「ストレスチェック」の制度を整え、所管の学校の教育職員の活用を推奨する。
- 「ストレスチェック」における高ストレス者の割合等の実態把握を行い、減少させるための目標の設定を行い、高ストレス者の希望に沿って学校教育課こどもの学び支援担当を窓口として産業医面談につなぐなどの具体的な方策を推進する。
- 所管の学校に勤務時間インターバル最低11時間確保の周知を行い、毎年度の終わり(2月頃)に1回程度の調査を行い、確保できている割合の状況を把握し、次年度に改善できるよう、具体的な方策をたてる。
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。仕事に対しての働きがい(充実感・満足感・意欲等)を感じている教職員の割合について100%を目指す。毎年度の終わり(2月頃)に1回程度の調査を行い、その割合を高めるための具体的な取り組みを行う。
- 令和10年度末までに、中学校では平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合を100%にする。  
【山梨県教育振興基本計画における目標】毎年度の終わり(2月頃)に1回程度の調査を行う。

※「ストレスチェック」とは、職場で働く人が自身のストレス状態に気づき、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的とした検査のこと。2015年12月に施行された改正労働安全衛生法により、従業員50人以上の事業場に年1回の実施が義務付けられている。

※「勤務時間インターバル」とは、厚労省が導入を強く推奨している勤務終了から次の勤務開始までの間に一定の休息時間を確保する制度のこと。働きすぎを防

ぎ、労働者の健康や生活時間を守る目的がある。通勤時間を含まない11時間以上のインターバルが推奨されている。

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※年度ごとに計画の見直しを行うが、数値目標については下方には修正しない。

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### **イ 学校以外が担うべき業務**

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会や保護者などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。→**学校・市教委**
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - 学校警察連絡協議会や学校教育課の大月警察署への要請等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。→**市教委・学校**

##### **ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - 教育委員会内で回答できるものについては、教育委員会の責任において回答し、やむを得ず学校へ依頼する場合には、校務支援システムの機能やMicrosoft365の機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。→**市教委**
  - 学校事務体制の強化のため、すでに整備されている共同学校事務室の充実を図り、事務の平準化や効率化、正確性の担保に寄与し事務職員の負担を軽減する。→**市教委・学校**

- ◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な管理は、教育委員会と連携を取りながら、各学校の ICT 担当者が中心となって行いつつ、保守については教育委員会が業者に委託している。→**学校・市教委**
- ◆校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
  - 全校に機械警備をすでに導入し当該業務の効率化を図っている、開錠・施錠については教頭など特定の職員に責任や負担が集中しないような環境を校内で整備する。→**学校・市教委**
- ◆部活動（「3分類」⑬関係）
  - 令和13年度までに、原則として、休日における全ての部活動の地域展開の実現を目指す。それまでは、部活動指導員の配置拡充に努め、部活動の地域連携を進め、必要な条件が整い、可能となった部活ごと、競技ごとに認定地域クラブ活動への展開を図る。平日の部活動については、活動時間等の適正化を研究し検討をしていく。また、少子化の進行に伴い、休廃部する部活動についても各中学校で検討を行う。→**市教委・学校**

#### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - 授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフや市単講師・学習支援員について、学校規模に応じた人員を、学校の必要に応じて配置する。→**市教委**
  - 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。→**学校**
  - 成績処理期間を校内で設定し、部活動・児童会生徒会活動等の児童生徒の活動を行わない日を連続して設定する。→**学校**
- ◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
  - 物品購入等の準備について、事務職員や市単講師等との協働を促進する。→**学校**
- ◆進路指導の準備（「3分類」⑱関係）
  - 高等学校等のオープンスクール等への引率が必要な場合、該当学年の職員に限らず、教務を含めて全校体制の中で行う。→**学校**
- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
  - スクールカウンセラー及び必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を積極的に促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。→**学校**
  - 教育支援室や教育支援センターの相談員等への支援を必要に応じて要請する。  
→**学校**

## (2) 学校における措置の推進

- ◆学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
  - 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直し、「余白」の時間を生み出すよう工夫する。→学校

### 【参考】

「令和2年2月28日付け文科省事務連絡」では、①災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと、②学校行事に係る負担の軽減に関しては、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、体裁を保つためのものや慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選すること。また、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ること、とある。

- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、学校行事等を実施するために準備や練習をする時間・内容の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間(児童生徒の完全下校時間も視野に入れて)の勤務時間内での設定など、日課表等の工夫を行う。小学校における40分授業、中学校における45分授業も検討し、できる限り勤務時間内で教育活動や業務が終了できるような工夫を行ってみる。また、中学校の部活動における勤務時間前の朝練習は行わないようにする。→学校
- Microsoft365 や学校－保護者間連絡ツール「tetoru」等のデジタル技術の活用により、諸会議や保護者との連絡、諸々の調査などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」のうち、次の12項目について前年度よりDXやデジタル化が進んだ状態にする。(極小規模校については学校の実情に合わせて取り組む)→学校

毎年度の終わり(2月頃)に1回調査を行う。

- ① 児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用いて、PC・モバイル端末等から受け付け、学校内で集計しているか。
- ② 保護者へのアンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計しているか。
- ③ 保護者から学校への提出資料をクラウドサービスを用いて受け付けているか。
- ④ 教職員の調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計しているか。
- ⑤ 校務支援システムへ新入学児童生徒の名簿情報を登録する際の主な入力方法保護者との日程調整をクラウドサービスを用いて行っているか。
- ⑥ 職員会議等の資料をクラウド上で共有しペーパーレス化しているか。
- ⑦ 児童生徒への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計しているか。
- ⑧ 学校から保護者へ発信するお便り・配付物をクラウドサービスを用いて一斉配信しているか。
- ⑨ 教職員が作成した教材等をクラウド上で共有し活用しているか。
- ⑩ 学校徴収金について、現金徴収ではなく、口座振替、インターネットバンキング等を活用して徴収金の徴収を行っているか。
- ⑪ 「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」に基づき生成 AI を校務で活用しているか。
- ⑫ 学校内外の行事日程、施設や特別教室の利用予約等について、クラウドサービスを使って共有し、いつでも確認できるようにしているか。

※上記の項目については、令和7年6月にデジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省が示した教育 DX ロードマップの中の「12のやめることリスト(デジタルに変えること)～教師が学習者に向き合う環境を実現するために」と同様である。

#### 【参考～市内各学校の今までの取り組み】

- ・毎週水曜日と職員会議・校内研究会の日は、全校5校時で終了し2時30分全員下校
- ・家庭訪問、学年末処理日は、4時間授業で給食後一斉下校。
- ・小規模校のため、体育や音楽などの実技教科を複式で行っている。児童は多くの仲間とともに学ぶことができ、教員にとっては空き時間をつくることにつながっている。
- ・朝の打ち合わせを実施しない。連絡事項は「Teams」を活用。これにより朝、教職員が児童に対応できる時間を生み出している。
- ・毎週水曜日を定時退庁日に設定。

- ・職員会議では、資料等を電子データで提案したり、提案時間を設定したりするなど、時間短縮を心がけている。
- ・きずなの日、定時退勤日の設定。定時退勤日については、自分の業務に影響がない日を事前に決め、職員に周知する。(相談や打ち合わせが入らないように)
- ・人事評価の中で勤務時間や業務改善について意識するよう指導している。
- ・低・中・高学年で合同体育、合同音楽を実施し、教員の空き時間を生み出している。
- ・午前5校時日課の導入。これにより児童の下校時刻が早まり、授業準備等の時間は、導入時と比較し、50分程度多くなった。
- ・教職員の実態把握:環境整備に関する(働きやすさ)と(働きがい)に係るアンケートの実施。
- ・創造的余白の取組:職場の「働きやすさ」と「働きがい」をできるだけ担保するために、毎週月曜日に「きずなの日」を設定し、原則、部活動や諸会議を行わないこととして、生徒との時間や教材研究の時間に充てている。(予定がない職員は定時で退勤)
- ・日課時刻表を改善し、一般生徒の下校時間を早めた。
- ・毎週金曜日に午前5時間日課を今年度から試行。金曜日だけでなく水曜日も定時退勤日としている。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。→学校・市教委
- すべての学校で、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。→学校・市教委
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。→市教委・学校
- 令和10年度末までに、学校における定時退校日を年間20回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間(学校閉庁日)の設定を行う。その他、学校閉庁日については、県民の日と学校創立記念日を1日ずつ充てる。

令和8年度から学校創立記念日が週休日や祝日に当たった場合は、学校長が必要と認めるときは、その前後に振り替えて授業日の1日を学校閉庁日とするように取り組む。また、授業日数の確保の観点や関係機関との協議から、可能という見極めができたなら、令和9年度から県民の日も市内全校で同様の扱いとするよう取り組む。→市教委・学校

- 早出遅出勤務制度等の福利厚生制度について、管理職が中心となって周知に努め、必要に応じて取得できる環境を整える。→学校

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度はじめを目途として、大月市のHPで小学校・中学校のそれぞれの前年度の全体平均を公表するとともに、各学校にも通知し、全教職員に周知する。また、年度初めの総合教育会議において報告することとし、必要に応じて定例の教育委員会でも報告する事項があれば行う。なお、本実施計画は令和7年度末には、本市のHPにアップし、それ以降は必要に応じて更新してアップする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入する予定のストレスチェックの結果及び各種アンケートから把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校長に聞き取り・指導等を教育委員会が実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっていて、その改善が進まない教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校の学校長に対する指導を行い、個別の支援・指導を直ちにきめ細やかにするよう働き掛ける。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校の全教職員に本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解と協力を促進するため、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について教育委員会がチラシ等を作成して周知を図るとともに、学校は学校運営協議会等を活用して具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

## 6. 教育委員会への報告について

### (1) 各学校で取り組む働き方改革の内容と方法等の報告

本実施計画を受けて、令和8年3月13日(金)までに別紙書式に沿って、各学校で取り組む働き方改革の内容と方法について記入して市教育委員会にデータで提出をする。令和8年度以降も同様に年度末に次年度の内容と方法について同様な書式に記入して報告する。

### (2) 教育職員の時間外在校等時間の報告

毎日、教育職員側の校務支援システムのログイン時刻が「出勤時刻」、ログアウト時刻が「退勤時刻」として入力されるので、必ずログイン・ログアウトをするように各学校で徹底する。

教育委員会は、校務支援システムの「勤務状況管理」により出力して確認(または学校からのデータ提供により確認)を行い、毎月末に学校ごとに状況をまとめ結果の蓄積をして、働き方改革推進と公表のための資料とする。